東海東京証券の証券総合取引約款・規定集の改定(下線部分改正)

2022年4月1日改定

●東海東京の証券総合取引約款

新	Ш
第82条(個人情報等の取扱い) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ	(新設)
提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他	
の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)	

※振替決済口座管理約款:第21条、一般債振替決済口座管理約款:第24条、短期社債等振替決済口座管理約款:第20条、投資信託 受益権振替決済口座管理約款:第23条につきましても、同じ内容の条文を新設します。

●株式等振替決済口座管理約款

新 旧

第42条 (個人情報の取扱い)

- 1. (現行どおり)
- 2. 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他 の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内 国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者と して扱われる者を除きます。)

第42条 (個人情報の取扱い)

- 1. (省略)
- 2. 当社は、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に定義される有価証券信託受益証券(JDR)における日米租税条約に定める軽減税率の適用を受けることを目的に、前項に規定するお客様の個人情報の一部または全部を当社から有価証券信託受益証券等の発行者および受託者に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が受託者等へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

●外国証券取引口座約款

新 旧

第33条 (個人データの第三者提供に関する同意)

- 1 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限ります。)が提供されることがあることに同意するものとします。
 - (1)~(3) (現行どおり)
 - (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じです。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等にもとづく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所または裁判官の行う刑事手続に使用されないことおよび他の目的に利用されないことが明確な場合
 - [当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者 または保管機関]
- 2 申込者は、米国政府および日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。
- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他 の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国 歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者とし て扱われる者を除きます。)

第33条 (個人データの第三者提供に関する同意)

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者 に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生 年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必 要な範囲に限ります。)が提供されることがあることに同意 するものとします。

(1)~(3) (省略)

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の 監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含 みます。以下この号において同じです。)が、マネー・ロ ーンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商 品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等 の法令等にもとづく調査を行う場合

[当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者 または保管機関]

2 (新設)

以上